

資料1

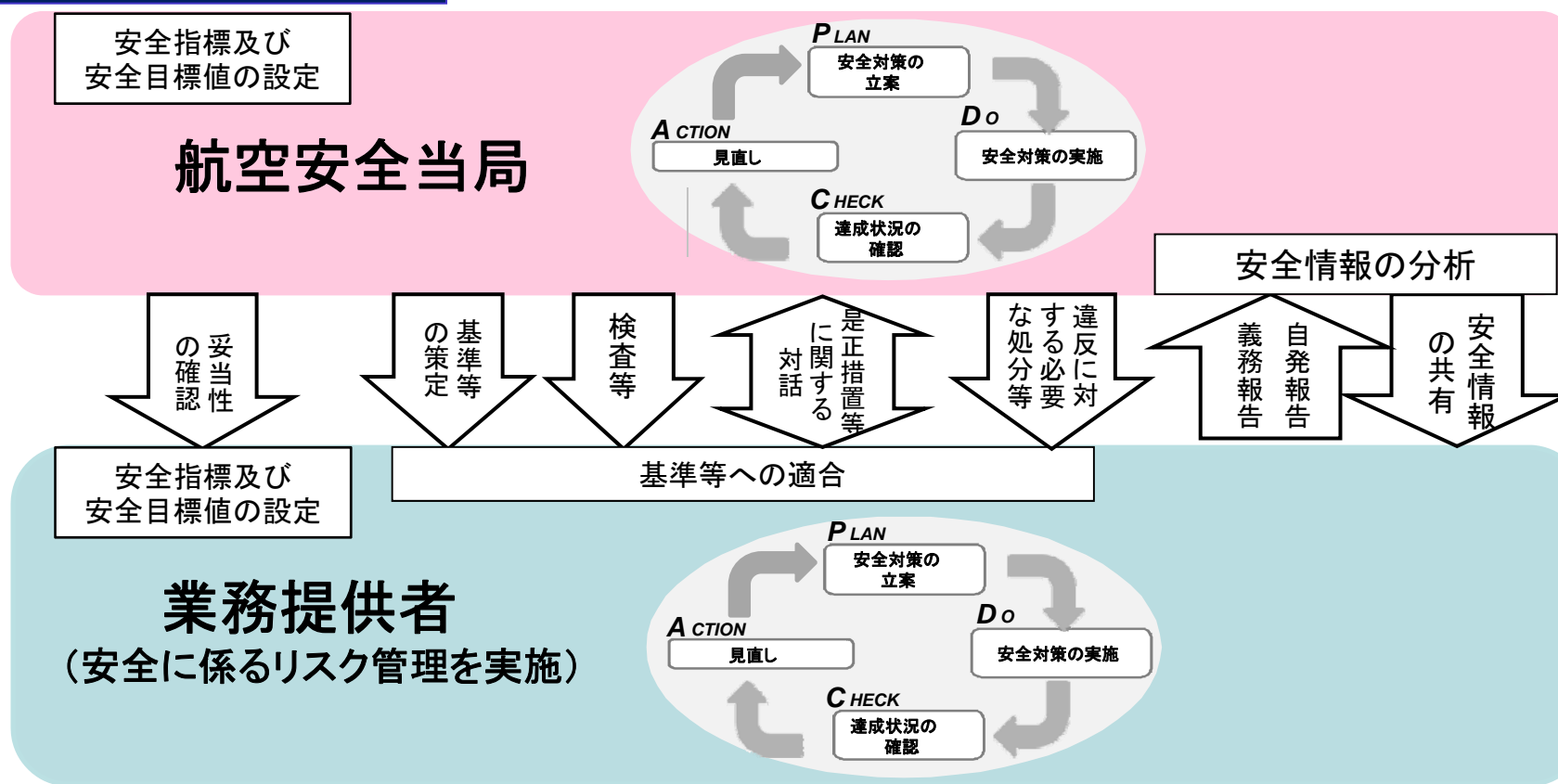
航空安全プログラム実施計画について

平成26年7月9日
国土交通省 航空局

航空安全プログラムの概要

- 国土交通省航空局(航空安全当局)は、国際民間航空条約第19附属書に従い、「航空安全プログラム(SSP)」を策定(平成25年10月)。
- 航空安全当局は、国の安全指標及び安全目標値の設定、航空の安全に係る基準等の策定、検査等、違反に対する必要な処分等を行うとともに、業務提供者に対し、安全指標及び安全目標値の設定など安全に係るリスクの管理を求める。
- また、航空事故等の再発を防止するとともに予防的対策の実施に役立てるため、航空の安全に関する情報を収集し、分析し、及び関係者と共有する。

航空安全プログラムの全体像



航空安全プログラム実施計画の策定

- 航空安全プログラムを実効あるものとしていくため、今後、
 - ① 定期的に(毎年度1回)、国の安全目標値を設定
 - ② 目標を達成するための具体的な施策を、航空運送・交通管制・空港の各分野において整合性を持って統一的に実施
 - ③ 期間終了時に目標の達成状況を確認・評価することとする。
- 本実施計画は、この年度毎の国の安全目標値及び具体的な実施施策等を整理したもの。

■ 航空安全プログラム実施計画の内容

第1章 平成26年度の方針及び目標

平成26年度の安全指標及び安全目標値について規定(詳細は資料3)

航空安全プログラム実施計画の策定

第2章 平成26年度の取組

平成26年度の目標を達成するための取組は以下のとおり。

1. 業務提供者におけるSMSの強化

平成26年4月の航空安全プログラムの導入に合わせて、業務提供者に対し安全指標及び安全目標値の設定を求めるなど、航空運送、交通管制、空港の各分野の安全管理システム(SMS)要件規程を改正しているところ。

平成26年度においては、業務提供者において安全指標及び安全目標値の設定など新たな要件が的確に実施されるよう、指導、監督、助言等を行っていく。

また、業務提供者によるSMSの確立を支援するため、航空安全プログラムの中で、業務提供者が違反を行った場合の特例等を含む法執行方針を明確にしていることから、新たな法執行方針の運用を通じ、業務提供者におけるSMSの更なる確立を支援していく。

2. 安全に関する航空法規等の策定・見直し等

把握した安全情報、国際標準の動向及び技術開発の状況等を踏まえ、必要となる民間航空の安全に係る基準等の策定又は改正について検討する。

また、基準の改正等を検討する国際会議等に積極的に参画する。

3. 監査・検査等

各種申請等があったときは、当該申請等が基準に適合しているかどうかについて審査・検査等を行い、適合すると認めるときは各種証明・許認可等を行うほか、業務提供者等に対し、航空活動に伴う各業務が適切に実施されていることを確保するために、監査、検査等を実施する。

航空運送、交通管制、空港等各分野ともに、定期的を実施する監査・検査等の他、航空事故、重大インシデント、安全上の支障を及ぼす事態の発生又はその恐れがある場合並びに不適切・不安全な事象が発生した場合等、必要と判断した場合は随時監査・検査等を実施する。

航空安全プログラム実施計画の策定

(航空運送分野)

航空運送事業者、認定事業場及び指定航空従事者養成施設に対して、定期監査を実施する。また、

○ 航空運送事業者に対しては、不安全事象等が発生した場合に機動的に監査を実施する。新規参入航空運送事業者及び新機種を導入する航空運送事業者に対しては、頻度を増やし重点的に監査を実施する。

○ 全ての認定事業場で昨年までにSMSの導入を完了したことから、今年度は、認定事業場におけるSMSの運用状況を確認するため、監督及び指導を行っていく。

○ 近年、乗員の流動化及び加齢乗員の増加により、航空会社及び乗員自身の日常管理が今まで以上に重要となっている。このため、航空機乗組員の身体検査を行う医師及び医療機関等並びに航空会社の健康管理体制への立入検査の強化等を行う。

(交通管制分野)

○ 航空保安業務の提供者に対し、文書管理の状況、震災等緊急事態に備えた取組及び訓練の実施状況、並びに管制事務の適正化の実施状況を共通重点事項として、定期監査を実施する。

○ 国土交通大臣以外の航空保安無線施設の設置者及び航空灯火の設置者に対し、定期監査、検査を実施する。

(空港分野)

○ 空港の設置管理者(国管理空港については空港事務所長)及び非公共用飛行場に対し、定期検査を実施する。

(その他)

○ 航空保安業務の用に供する機械業務の提供者に対し、定期監査を実施する。

4. 安全情報の収集

(1) 義務報告制度

航空事故等その他の航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態に関する情報を適切に分析し、また関係者と共有することにより、再発防止及び予防的対策の実施に役立てるため、航空安全当局は、業務提供者に対し、義務報告制度による着実な報告を求める。

(2) 自発報告制度

(詳細は資料5)

航空安全プログラム実施計画の策定

5. 安全情報の分析等

(1) SSP委員会及び各分野における部会の取組

航空安全当局は、航空安全プログラムの実施内容の検討及び決定を行うため、航空局安全部長を委員長とする「航空安全プログラム委員会(SSP委員会)」を設置済み。

① SSP委員会の取組

各業務提供者が設定した安全指標・安全目標値の把握・分析、複数の分野に関係する国の安全指標・安全目標値の評価・設定等を行う。

② 各分野の部会の取組

SSP委員会のもとに、航空運送、交通管制及び空港分野の各分野の部会を設け、業務提供者における安全情報、再発防止策及び安全指標等の把握・分析等を行う。

(2) 各分野ごとの安全情報分析委員会の取組

(航空運送分野)

6ヶ月ごとに有識者・学識経験者を含む「航空安全情報分析委員会」を開催して、安全情報の評価・分析を行い、分析後、輸送の安全にかかわる情報を整理し、公表する。

(交通管制分野)

有識者・学識経験者を含む「交通管制安全情報分析委員会(仮称)」を新たに設置し、1年ごとに安全情報の評価・分析を行い、分析後、当該情報を整理し、公表する。

(空港分野)

有識者・学識経験者を含む「空港安全情報分析委員会(仮称)」を新たに設置し、1年ごとに安全情報の評価・分析を行い、分析後、当該情報を整理し、公表する。

航空安全プログラム実施計画の策定

6. 更なる安全性の向上のための取組

(1) 教育訓練

業務提供者等に対する監査・検査等を実施する要員に対し、資格要件に係る内部規程に基づき、必要な知識・技量の習得及び維持を目的とした教育・訓練を各分野において実施する。

(2) 航空活動関係者との情報共有等

(航空運送分野)

航空事業安全推進フォーラム、認定事業場講習会、危険物輸送に関する講習会、医師及び医療機関等に対する講習会、小型航空機等に係る安全対策に関する講習会を実施する。

(交通管制分野)

SSP委員会の下に設置された交通管制安全部会及び同部会と合同で開催する交通管制安全推進委員会(業務提供者主催)において、安全情報等の共有等を実施する。

また、安全管理関係者のための会議体や研修等においても、積極的に安全情報等の共有等の推進を図っていく。

(空港分野)

空港の安全推進に関する懇談会、空港管理者研修・空港安全管理研修を実施する。

(3) 内部評価

航空安全当局は、自らが実施する安全監督等を適切かつ効果的に行うようにするため、当該業務の実施状況について自ら評価した上で、改善が必要な事項については改善措置を講じ、当該措置の有効性について評価する。

第3章 本計画の実施状況の確認及び見直しについて

航空安全当局は、本年度の終了時において、本計画の実施状況の確認及び見直しを行った上で、平成27年度の航空安全計画を策定することとする。